

6 小康期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
目的
1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

市は、国が小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示し、県が、小康期に入ったことを宣言したときは、「胎内市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、県の、第二波の流行に備えた対策等を踏まえ、小康期における対策等を検討、実行する。(総務課)(健康福祉課)

(1)-2 緊急事態解除宣言

市は、緊急事態宣言がされていた場合であって、国が、緊急事態措置の必要がなくなったと判断し、緊急事態措置解除宣言を行った場合は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。(策本部 総務対策部)

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
 - ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
 - ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合
- などであり、国内外の流行状況、国民生活・経済の状況等を総合的に勘案し、基本

的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

なお、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、国は緊急事態解除宣言を行う。

(1)-3 実施体制の縮小等

市は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨を公表されたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、国が政府対策本部を廃止し、かつ県が対策本部を廃止した場合は、市対策本部を廃止する。（胎内市対策本部 総務対策部）

(1)-4 対策の評価・見直し

市は、有識者等の協力を得て、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、政府行動計画・県行動計画等の見直しを踏まえ、必要に応じて胎内市行動計画等の見直しを行う。（総務課）（健康福祉課）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、対策等）を収集する。（健康福祉課）

(2)-2 サーベイランス

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。（健康福祉課）

サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(健康福祉課)
- ② 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(健康福祉課)

(3)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(総務課)(健康福祉課)

(3)-3 コールセンター等の体制の縮小

市は、国及び県等からの要請を踏まえ、コールセンター等の体制を、適宜、縮小する。(健康福祉課)

(4) 予防・まん延防止

市は、流行の第二波に備え、住民等に対し、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報を提供し、注意喚起等を行う。(健康福祉課)

(5) 予防接種

(5)-1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(健康福祉課)

(6) 医療

県(及び保健所設置市)では、医療に関して次のとおり対策を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(健康福祉課)

医療に関する県の対策

○ 医療体制

国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すとともに、不足している医療資器材や医薬品の確保等を行う。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 国が作成した治療指針（国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めたもの。）を医療機関に周知する。
- ・ 流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 市民生活及び経済の安定の確保

(7)-1 市民・事業者への呼びかけ

- ① 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかける。(総務課)
- ② 市は、県等が行う、事業者等に対する、食料品、生活必需品等の価格の高騰、買い占めや売り惜しみの防止・回避等に係る要請等について、適宜、協力する。(総務課)

(7)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開

- ・ 市は、県等と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(総務課)
- ・ 市は、県が行う、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対する被害状況等の確認の要請及び、流行の第二波に備え、事業を継続していくための必要な支援の実施について、適宜、協力する。(総務課)(健康福祉課)

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国内・県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続するが、国及び県等と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務課)(健康福祉課)

緊急事態宣言がされている場合の県等の措置（県行動計画抜粋）

○ 業務の再開

- ・ 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ・ 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県、市町村、指定（地方）公共機関は、国内・県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続するが、国と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。